平成２３年（フ）第１２２号
岐阜県安八郡輪之内町四郷436番地の１
債務者　近藤　唱子
１　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
岐阜県大垣市東前１丁目61番地　プラバ東前１－Ｂ号室
債務者　遠藤　　泉
１　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
山形県長井市五十川1136番地の４
債務者　手塚　京子
１　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第３４８号
千葉県佐倉市上志津1770番地
債務者　中原　幸次
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３７２号
千葉県富里市十倉2612番地25
債務者　佐藤　明子
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３８２号
千葉県富里市大和741番地11
債務者　石川　浩之
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３８４号
千葉県八街市文違301番地3961
債務者　青木　　司
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３９１号
千葉県四街道市大日1792番地５　グリーンハイツＢ208
債務者　横倉　　稔
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第５９２号
愛知県岡崎市日名本町４番地10　マンションニューフラワーＥ－２
債務者　渡邉　　裕（旧姓杉山）
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２７号
埼玉県越谷市登戸町24番11号　シティハイムソレイユＡ101、旧住所埼玉県越谷市蒲生３丁目５番40号　レクセルプラッツァ蒲生604
債務者　松本　正一
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６２８号
埼玉県越谷市登戸町24番11号　シティハイムソレイユＡ101、旧住所埼玉県越谷市蒲生３丁目５番40号　レクセルプラッツァ蒲生604
債務者　松本　ユリ
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６３５号
埼玉県草加市青柳８丁目37番４号　パークサイド第２－Ａ棟Ｂ－３号、旧住所埼玉県草加市弁天４丁目８番48号
債務者　山澤　光男
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６８１号
埼玉県越谷市大字南荻島2032番地３
債務者　川俣　恵子
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７９４号
埼玉県ふじみ野市元福岡３丁目２番５号
債務者　栗原　章夫
１　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１１８号
熊本県八代郡氷川町高塚870番地３
債務者　林田　祐子
１　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月11日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第４２１号
北海道空知郡上富良野町東５線北18号687番地５
債務者　高橋　秀信
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２９号
北海道旭川市東光11条６丁目４番１号　パセオ202
債務者　持田　弘美
１　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
５　免責審尋期日　平成24年２月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部